

「高速乗合バス安全運行協議会」の設置について

高速乗合バスの運行の安全を確保するため、高速乗合バス事業者と管理の受委託における受託者である貸切バス事業者が一体となって運行の安全性の向上に取り組むための「高速乗合バス安全運行協議会」を設置する。

構成員

- ①高速乗合バス事業者（主宰者）
- ②高速乗合バスの運行を受託する貸切バス事業者
- ③その他の安全運行の確保に必要な関係者

主な活動内容

①自主的な安全確保対策の確立

法令遵守に加え、自主的な安全確保対策を確立する。
 （例：交替運転者の配置、運行計画、休憩時間、緊急時の連絡体制や被害者対応体制等）

②貸切バス事業者の営業所等の調査

高速乗合バス事業者が、貸切バス事業者の営業所等を訪問し、法令遵守状況や安全対策の実施状況を調査する。問題があった場合は改善を求めるとともに、所要の措置を講じる。

③バス停留所での実地調査

高速乗合バス事業者が、バス停留所やSA・PA等において、法令遵守状況等を抜き打ちで調査する。問題があった場合は受託者である貸切バス事業者に改善を求めるとともに、改善措置の結果について、運輸局に対し報告を行う。

④報告

高速乗合バス事業者は、協議会の活動状況を国に報告する。

